

産業技術短期大学校及び産業技術専門学院における 授業料の過大徴収事案の発生について

産業技術短期大学校（現 情報テクノロジー大学校）及び産業技術専門学院における令和7年度の授業料について、下記のとおり過大に徴収する事案が発生しました。

今後速やかに保護者に対する謝罪及び返金処理を行ってまいります。

このことは、県民の皆様の本県行政に対する信頼を損ねるものであり、深くお詫び申し上げます。今後、二度と同様の事案を起こさぬよう、再発防止策を講じてまいります。

記

1 事案の概要

2024年3月の同校設置管理条例の改正により、2025年4月から授業料の改定（引き上げ）を実施。本来、条例付則の規定により、2年課程の2年生等（2024年4月入学生）は授業料の引き上げの対象ではなかったところ、担当者の認識誤りにより、引き上げ後の授業料で徴収してしまった。

2 原因

2024年3月の条例改正後に、改正内容について、産業人材育成課から各校に対する周知が不十分だったため。

3 過大に徴収した授業料等（産業技術短期大学校及び産業技術専門学院の4機関）

対象学生 112名

返金額合計 1,252,615円

4 今後の対応

- ・全対象者の保護者に事案の連絡及び謝罪
- ・謝罪文の発送、返金

5 再発防止策

授業料徴収の根拠となる条例(規定)の認識不足が、所管課及び複数の学院等で発生していた事態を重く受け止め、再発防止に向けチェック体制の強化を徹底し、県民の信頼回復に努めていく。

【参考】2024年3月の同校設置管理条例の改正について

○改正の理由（2024年第1回定例会）

光熱水費の高騰などを踏まえ、訓練実施に直接関連する経費を積み上げた結果、事業経費の増加が顕著であることから、受益者負担の適正化を図るため所要の改正を行う。

○茨城県立情報テクノロジー大学校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

第5条 大学校の専門課程又は応用課程に訓練生として入学することを志願する者は入学者選考試験手数料を、入学しようとする者は入学料を、在学する者は授業料を納付しなければならない。

2 大学校に特別聴講生として在学する者は、聴講料を納付しなければならない。

3 大学校の専門短期課程又は応用短期課程を受講する者は、受講料を納付しなければならない。

4 入学者選考試験手数料、入学料、授業料、聴講料及び受講料の額は、次の表のとおりとする。

授業料等の種類	金額
入学者選考試験手数料	18,000円
入学料	入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者 126,750円（大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあつては、56,550円） その他の者 195,000円（大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあつては、87,000円）
授業料	年額 392,800円
聴講料	1単位につき 5,000円
受講料	1科目につき 11,000円

付 則（令和6年条例第38号）

1 この条例中第5条第4項の表の改正規定（「10,000円」を「11,000円」に改める部分に限る。）及び付則第3項の規定は令和6年10月1日から、その他の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例第5条第4項（授業料に係る部分に限る。）及び第7条の規定は、令和7年4月1日以後に入学する者に係る授業料について適用し、同日前から引き続き在学する者に係る授業料については、なお従前の例による。

○県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

第5条 職業能力開発校の普通課程に入学を志願する者は入学者選考試験手数料を、入学しようとする者は入学料を、在学する者は授業料を納付しなければならない。

2 入学者選考試験手数料、入学料及び授業料の額は、次の表のとおりとする。

授業料等の種類	金額
入学者選考試験手数料	2,200円
入学料	5,650円
授業料	年額 139,600円

付 則（令和6年条例第37号）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に入学する者に係る授業料について適用し、同日前から引き続き在学する者に係る授業料については、なお従前の例による。